

議案第41号

西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月8日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の税額控除について、所要の改正を行うため。

西脇市税条例の一部を改正する条例

西脇市税条例（平成17年西脇市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「及び第2号に掲げる寄附金」を「若しくは第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等（同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。））に対して支出するものに限る。」に改める。

附則第2条の2第3項中「昭和32年法律第26号。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の西脇市税条例第34条の7第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。